

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成22年7月28日
国立大学法人富山大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務において、総合研究棟（薬学系）新営（建築）（設備）、水素同位体科学研究センター改修（建築）（設備）、看護実践研究支援センター新営（建築）（設備）ほか設計業務8件について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に評価し最も優れた提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

法人内において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。